

公 売 公 告

下記のとおり、不用物品を売払するので公告します。

令和6年1月18日

分任契約担当官

三陸北部森林管理署長 葛西 貴仁

1. 売払物件

(1) 入札名及び物件名

入札名：不要物品売払

入札番号 第1号：乗用自動車 ダイハツ ビーゴ [CBA-J210G] 1台

(詳細は別紙「売払物件一覧表」のとおり)

(2) 売払物件の保管場所

保管場所：三陸北部森林管理署

住 所：岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号

2. 入札注意書等の交付場所及び問い合わせ先

交付場所：三陸北部森林管理署 岩手県宮古市磯鶏石崎4-6

問合せ先：三陸北部森林管理署 総務グループ(経理担当)

TEL 0193-62-6448

交付期間：公告日から令和6年1月25日(木曜日)(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分までを除く。)

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 入札参加申し込みにあたって、個人の場合は参加者本人の身分を証明する公的書類等(例示：住民票、運転免許証、健康保険証等)を、法人の場合は法人登記簿謄本を提示し、かつ6

(1)に記載の入札保証金を納付し入札参加を認められた者。

(4) 上記2の場所にて入札注意書等の交付を受けた者であること。

4. 入札及び開札の日時・場所

(1) 入札場所

岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号

三陸北部森林管理署

(2) 入札日時：令和6年1月26日（金曜日）午前9時45分受付開始。

午前10時00分締切、即時開札。

(3) 入札書（紙方式）による競争入札とします。郵便入札は認めません。

(4) 入札書には、入札番号、入札物件名、入札金額、入札執行月日、あて名、入札者名を記載して下さい。入札書の様式の例示は上記2の場所にて交付する入札注意書等のとおり。

(5) 入札にあたり、6に示すとおり入札金額の100分の5以上の入札保証金の納付が必要です。

5. 入札書に記載する金額及び契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加えた金額とし、別表の「入札書に記載する金額及び契約金額について」により自賠責保険未経過期間相当額ならびに自動車重量税未経過期間相当額及びリサイクル料金は、契約者が別途納入告知書により支払うものとします。

したがって入札書には自動車本体のみの見積額を記載して下さい。

なお、いずれの物件も原状のままでの引渡しとなり保証は一切ないのでその条件で見積もって下さい。

6. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の額

入札者は、入札前に、入札保証金として入札金額の100分の5以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、歳入歳出外現金出納官吏に受付時間中に納付しなければなりません。

入札保証金の受付締切時間：令和6年1月26日（金曜日）午前9時50分まで。

入札保証金を返還する場合は、利息を付しません。また、入札者が印紙税法上の課税法人（個人の非営業は除く）の場合は入札保証金（5万円以上）の返還に収入印紙（200円）が必要となりますので、入札する物件数、入札保証金の金額及び再入札の際の追加提供を考慮した枚数を準備してください。

(2) 入札保証金の国庫への帰属

落札者が落札決定の日の翌日から契約期限までに契約を結ばないときは、その落札は取り消しされ、入札保証金は国庫に帰属します。

(3) 落札者の入札保証金は、契約時に契約保証金に充当するものとします。

(4) 契約保証金の額

落札者は契約にあたり、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円位未満切上げ）に相当する金額を納付しなければなりません。

(5) 契約保証金の国庫への帰属

契約者が代金を納入しない場合、契約保証金は国庫に帰属します。

7. 契約の締結

(1) 契約書の作成を要し、双方の記名押印をもって契約成立したものとします。

契約にあたっての条件等は、上記2の場所で交付する入札注意書等のとおりです。

(2) 契約期限は令和6年2月6日（火曜日）までとします。

8. 代金の納入期限

契約締結の日から起算して20日以内とします。なお、納付期限が休日にあたる場合は、その直前の平日とします。

9. その他

この入札に加わろうとする者は、上記2の場所で交付する入札注意書等を熟読の上参加して下さい。

この入札について、詳しく知りたい方は、三陸北部森林管理署総務グループ（0193-62-6448）にお問い合わせ下さい。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局ホームページをご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.htm>